

区政への主な意見と回答 令和7年2月分

1 杉並自動車学校跡地（宮前5丁目）について

Q 以前に杉並区が杉並自動車学校跡地(宮前5丁目)を購入して、公園など区民が健やかに暮らせる施策が検討されていたと思うのですが、この計画は見送りになったのでしょうか。

A 自動車学校跡地は、区としても魅力的な土地であったと認識していますが、当該地についてはすでに民間事業者間で活用策が決まっていることを確認しており、区として公園の整備を検討した経緯はありません。

なお、公園の整備につきましては、地域の皆様の憩いの場や災害時のオープンスペースとしての重要性を認識しており、今後も適切な用地の確保に向け、地域の用地情報を注視しながら努めていきます。

担当 企画課

2 杉並区 Web ページの検索機能について

Q 杉並区の Web ページには検索機能が付いています。検索したい項目をキーワードとして入れて検索してみたのですが、キーワードを形態素解析しているようで、入力したキーワードの一部だけについても検索結果が返ってきます。それは便利な場合もあるのですが、特定のキーワードだけで検索したい場合、ノイズが増えてしまっています。

また、複数のキーワードを並べると、論理和で検索しているような感じがします。特定のキーワードだけ検索するような指定など、細かな検索指定はできるのでしょうか。

A 杉並区公式ホームページは、令和7年1月にリニューアルした際に、AIを搭載した検索機能を導入しました。AIが検索キーワードを分析することにより、検索キーワードとページの内容に少しのずれがあってもページを探すことができるほか、文章を用いた検索も可能となりました。

この検索機能には、ユーザー側が検索窓で and や or を用いる等、検索結果を細かく指定する機能はありません。ユーザー側に知識を求めることなく、AI側の機能で必要な情報を見つけやすくすることを特徴としています。

今後はAIの分析結果等を踏まえ、杉並区公式ホームページをご利用になる皆様が必要とする情報をより見つけやすくなるよう、ホームページを運営してまいります。

担当 広報課

3 外国人学校への通学に係る補助金

Q 外国人学校に通学する児童生徒の保護者に月額 7,000 円の補助金がある旨の情報を目にしましたが、就学義務のかかっている日本国籍の保護者まで補助対象になっていないか懸念します。

区の説明にある補助要件には「児童生徒または児童生徒の父もしくは母が、日本国籍を有していない」とありますが、この場合でも一方の保護者は日本国籍であり、就学義務がかかっている可能性があります。

昨今、英語教育への関心の高まりなどから、就学義務がかかっているにもかかわらずインターナショナルスクールやアメリカンスクール等に子を通わせる保護者の存在が指摘されていますが、当該補助金はそれを助長していることはないでしょうか。

もし、そうした保護者を補助対象とするならば、将来もう一方の保護者の母国に移住する蓋然性等を踏まえた上で、就学義務免除等の手続を経る必要があると考えられます。

税の適正な活用の観点から確認させていただければと思います。

A 本補助金制度は、東京都が認可した特定の外国人学校に義務教育対象年齢のお子様を通学させている世帯で、父・母・子のいずれかが外国籍である場合に、保護者が負担する授業料の一部を補助するものです。

日本国籍を有する保護者に対しては就学義務がかかっている可能性は否定できませんが、保護者の教育方針からお子様をインターナショナルスクール等に通わせているような例を補助対象から除外できるよう、対象となる学校を特定し、日本国籍を有する者のみで構成される世帯を対象外としています。その上で、授業料が無料である公立学校及び都の助成制度が適用される私立学校にお子様を通学させている保護者との負担均衡を図る観点から実施しているものであり、区としては、本補助金制度が就学義務違反を助長するとは考えていません。

担当 区民生活部管理課

4 パートナーシップ宣誓制度について

Q 杉並区のパートナーシップ制度の対象は、HPに「カップル」「双方、又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、継続的に協力し合い、共同生活を営むことを約した2人」と記載されています。東京都のパートナーシップ宣誓制度も同様です。

この表記があることで、レズビアンやバイセクシャルではない自分たちが、パートナー

シップを結ぶことに躊躇いを感じています。しかしながら、男女の結婚では、「異性愛者であること」といった条件は掲げられておらず、友人同士や非異性愛者の結婚を妨げるような文言は一切ありません。また、浦安市など他の自治体では、パートナーシップに性的指向や性自認の条件は含まれていません。

どうか杉並区でも、性別や性自認、性的指向にかかわらず、共に生活をする人たちがパートナーシップ制度を利用できるよう、動いてもらえないでしょうか。

A 杉並区は令和5年に「性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」（以下「条例」という）を制定しました。条例第9条に基づく「杉並区パートナーシップ制度」は、国による法的な対応がされるまでの措置として、婚姻制度を利用できない又は利用しづらいパートナーシップ関係にある2人の生活上の不便を軽減するために創設・運用しています。友人同士は、現在の杉並区パートナーシップ制度では利用の対象となりません。

担当 男女共同参画担当課

5 ふるさと納税について

Q 杉並区はふるさと納税に反対の立場を取られているのは理解しますが、思想ばかり強すぎて区民の不利益になっています。アニメ会社や杉並区に事業所を置く企業がたくさんあるのですから協力を仰げませんか。現在の返礼品はあまりにも魅力にかけています。ぜひ、杉並区もふるさと納税で稼ぐ側に回っていただきたいです。

A 杉並区では、ふるさと納税制度には様々な問題があるとして、23区の区長会を通して、国に対し、廃止を含めた制度の抜本的な見直しを要求するとともに、流出額を抑制する取組として、ふるさと納税における区の現状と制度の問題点について、ホームページや広報紙、SNSの活用やパネル展示等による周知に取り組んでいます。令和6年度にはこれら例年の取組に加えて、子供から大人まで幅広い世代にご理解いただき、ふるさと納税制度について考えていただくきっかけになればと考え漫画の制作を行いました。また、これらの取組以外に、現在提供している障害者施設で製作・販売する品物に加え、来年度からは、区内事業者にもご協力をいただき、区の魅力発信や来街者の増加に寄与するなどの地域経済の活性化につながる返礼品の拡充に取り組むこととしています。

担当 ふるさと納税担当

6 長寿応援ポイントについて

Q 来期からポイントの付与が減り、再来期には更に減る様になってしまいました。

若い方にも参加して欲しいとの希望がある様ですが、花咲かせ隊等のボランティア活動には殆ど若い人の参加がありません。区報等で募集しても希望する方はいません。

現状は70歳以上の方々がポイントを楽しみに数ヶ所のボランティア活動をなさっているのが殆どです。有識者の方々が話し合いを行ったということですが現状を把握しているのでしょうか。どの様なボランティアを基準に考えているのでしょうか。

A 令和7年4月から実施する見直し内容につきましては、平成30年度をピークに参加者数が減少傾向にあり、令和5年度実績でも60歳以上人口の2.8%という参加率であることを踏まえ、60歳以上人口の4%の参加を目標とするとともに、その目標を達成した際も現在の経費(年間約9千万円)程度の支出で事業を継続することができる持続可能性の高い仕組みに見直すこととしたものです。

この見直しに当たっては、作成した見直し素案について、学識経験者のほか、現在の事業にボランティア活動などで参加していただいている地域活動団体関係者等のご意見をお聴きして必要な修正を加え、見直し内容を決定しています。それらの経過等は、区公式ホームページ(※)に掲載していますので、ご参照ください。

区としても、事業の対象となる全ての活動を60歳以上に統一したことを含め、より多くの方々が本事業を通して様々な活動に参加していただくことを願っており、令和7年度から3年間にわたる事業の実施状況を令和10年度上半期を目途に検証していく考えです。何卒ご理解いただきたいと存じます。

(※) 以下のURL ページ「令和6年6月11日(火曜日)午前10時」の部分に掲載

【URL】 <https://www.city.suginami.tokyo.jp/kugikai/s117/4994.html#p4>

担当 高齢者施策課

7 「ほっと一息」のチケット枚数につきまして

Q 介護者ヘルプサービスとして利用券を毎年1年に24枚(24時間分)頂いております。

本当に有り難く利用させて頂いています。

介護者の私が外出する時に利用させて頂いていますが、年齢とともに病院通いや、親戚の法事などで利用が増え、チケットも足りなくなる現状です。介護度により少し枚数を増やすなど調整出来ないでしょうか。

A 「ほっと一息、介護者ヘルプ」事業は、ホームヘルパーが訪問して、掃除、洗濯、調理、生活必需品の買物などを代行するための利用券を年間最大 24 枚交付していますが、この事業を利用される方の数は年々増加の一途をたどっています。そのため、利用券の交付枚数につきましては据え置かざるを得ない状況にあります。

なお、区では認知症高齢者を在宅で介護している家族の休息のため、安らぎ支援員が訪問し、家族や認知症高齢者の話し相手をする「認知症高齢者家族安らぎ支援」という事業があります。また、杉並区社会福祉協議会では、日常生活に手助けが必要な高齢者の家事援助（買物、掃除、洗濯、話し相手など）を、地域の方が行う「ささえあいサービス」というものがあります。これらの事業についても参考にしていただければ幸いです。

担当 高齢者在宅支援課

8 杉並区ベビーシッター助成について

Q ベビーシッターの助成金の申請の電子化をお願いします。印刷、手書き、郵送とやはり手間がかかるため、事務処理を少なくするためにも早急に電子化いただけたら幸いです。

また、他の区では病児や対象年齢を 12 歳の小学生まで拡大されており、杉並区もぜひ導入していただけると、共働き世帯としてはありがたいです。

A 申請の電子化につきましては、会計処理上請求書への押印が必要なため現時点では紙申請とさせていただきます。

対象年齢の拡大につきましては、本事業は、区の施設型の一時預かり事業で夜間・休日に対応している事業者が少ないことに加え、生後 6 か月未満の乳幼児の預かり先が不足している状況にあること、杉並子育て応援券のベビーシッターは利用できる金額が限られていること、こうした中、区民の皆さまから、より柔軟に一時預かりを利用できる環境の充実を望む声が多く寄せられていることなどを踏まえ、未就学児を対象としています。そのため、現時点では小学生まで対象を拡大することは予定していません。

担当 地域子育て支援課

9 ベビーシッター補助の上限金額をあげてほしい

Q ベビーシッター利用支援事業の補助金額は日中の上限が 2,500 円ですが、一部のベビーシッター業者が補助金額を超える金額に値上げをするようです。ベビーシッター利用

支援事業の補助金の上限金額をあげることが必要なのではないのでしょうか。また、2人目を出産予定なのですが、大変な時期に依頼をしようと思っても、ベビーシッター利用支援事業を利用する場合は、子ども1人に対してベビーシッターも1人という要件なので、ベビーシッターが見つからないのが現実だと思います。

昨年からはベビーシッター利用支援事業ができたのはありがたいことですが、少子化の今だからこそ形だけではなく実際に使いやすい制度にしてほしいです。

A ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）は、東京都の補助事業を活用して実施しているものです。東京都の補助事業における日中の利用上限額は2,500円であるため、これを杉並区独自で引き上げることは現時点では予定していません。また、お子様1人に対してベビーシッター1人という要件についても東京都の補助事業における要件となっていますので、ご了承ください。

担当 地域子育て支援課

10 子育て応援券の運営費の削減とプッシュ型支援

Q 現在、子育て応援券は購入制になっています。年間最大で、12,000円支払って30,000ポイントを買います。物価高で苦しむ子育て家計に12,000円支払わせるのは、「子育て応援」とは言えません。30,000-12,000=18,000ポイントを無償で配布する方が、真の「子育て応援」だと思います。購入制度は廃止し、以下を提案します。

（新制度案）

出生0歳児 無償30,000円+無償18,000円=48,000円
（多子無償35,000円+無償18,000円=53,000円）

1-2歳児 無償15,000円+無償18,000円=33,000円
（多子無償20,000円+無償18,000円=38,000円）

3-5歳児 無償0円+無償18,000円=18,000円

A ご承知のとおり、本事業は、単なる経済的支援ではなく、地域の子育て支援サービスの利用を通じて、子育て家庭や事業者とのつながりを育むとともに、子育ての不安解消や負担の軽減を図ることを目的としています。こうした中、有償の応援券については、受益と負担の公平性の観点から、一定のご負担をいただき購入する仕組みとしています。

今後も事業の趣旨を踏まえつつ、子育て応援券がより使いやすいものとなるようサービスの充実や見直しを図ってまいります。

担当 地域子育て支援課

11 私立幼稚園預かり保育について

Q 私立幼稚園の預かり保育（延長保育）や長期休み預かりの補助金を増やす、もしくは無償化を検討してください。また、他の区のように幼稚園の長期休み中は近隣の保育園に預けられるなどの制度を整えて欲しいです。共働き世帯でも幼稚園に入れやすい環境を整えてくださると選択肢も広がり、ありがたいです。

A 私立幼稚園の一時預かり保育料補助金について、国は、保育所等の利用者との公平性の観点から、認可保育所における保育料の全国平均額（3歳～5歳までの場合、月額37,000円）から、幼稚園利用料に係る施設等利用費の補助の上限額（月額25,700円）を差し引いた額（月額11,300円）が預かり保育料の補助上限額という考えを示しています。これを受け、杉並区においては、私立幼稚園の預かり保育料の補助金について、11,300円を補助上限額としています。

また、幼稚園に在籍しているお子さんが、在籍園の長期休み中に保育施設等を利用した場合の保育料補助制度がございますので、必要に応じてご利用ください。

担当 保育課

12 里帰り出産時の保育料について

Q 第二子のお産にあたり、2才の長子を連れて実家へ里帰りします。その間、保育園を3ヶ月近く休むのですが保育料は徴収されると聞きました。自己都合の休園ではありますが、里帰り期間中は給食もとらず、保育にかかる費用は発生しないので、この場合の休園は保育料の徴収なしにしてもらいたいです。少子化の加速に伴い、子育て支援が手厚くなってきている昨今ですが、こういった個別の事情ゆえに表面に出てこない規定も見直してもらえると助かります。

A 里帰り出産による長期の欠席中の児童であっても、入所されている認可保育所の在籍児童に含まれるため、認可保育所への入所を希望されている他の児童の入所を制限していることから、引き続き在園を希望される保護者の皆様には、保育料のお支払いをお願いしています。

また、保育料は保育園を運営するための重要な財源の一部でもあることをご理解いただけますと幸いです。現時点において制度を見直す予定はありません。

担当 保育課

13 子ども子育てプラザや児童館について

Q 現在、2歳と0歳の子供を自宅保育しています。子どもにたくさんの経験をさせたく、いろいろな児童館や子ども子育てプラザに行くようにしています。児童館や子ども子育てプラザで開催されている月齢別プログラムの時間帯(約30分間)だけ、プログラムに参加できない未就園児の兄妹を託児するような制度や予算を取り入れてもらえないでしょうか。

A 児童館や子ども・子育てプラザでは、年齢別のプログラムを実施しておりますが、特に、初めて児童館や子ども・子育てプラザを利用されることの多い0歳児向けのプログラムにつきましては、安心してご参加いただけるよう配慮しながら全館で実施しているところです。そのため、対象年齢以外のお子さんのご参加が難しい場合もございます。現時点でご要望のあった託児等については、予算や人材確保の面から実施することは難しい状況でございますが、プログラムの対象となる0歳児の月齢や内容により、未就学のご兄弟も参加できる工夫を今後、検討してまいります。

担当 児童青少年課

14 学童の利用時間について

Q 学童の利用条件として学年が上がるにつれ週何回以上何時まで滞在が必要とされています。学童から自宅まで遠方であり一人帰りの為、日の入りが早い冬場は、出来るだけ日のあるうちに帰宅させたいと考えています。(防犯や交通事故の観点から)

利用条件では、早退扱いとなり条件が合わなくなってしまう、使用が出来なくなってしまう。季節によって帰宅する時間の換算変動を検討いただきたいです。

A 学童クラブの利用要件については、保護者の就労状況等を基に、児童の保護育成が必要な日時を基準として定めています。この利用要件は、これまでも、保護者の就労形態の多様化や社会状況の変化も踏まえて、必要な変更を行っているところです。

日暮れの早い冬季については、保護者が就労後にお迎えをご希望され、利用時間を延長される方も多くいる一方で、日のあるうちに帰宅させたいという方もいるかと思っておりますので、今後、学童クラブ入会要件の見直しを検討する際の参考とさせていただきます。

担当 児童青少年課

15 放課後の居場所活性化について

Q 区境の方南町は昨今マンションの急激な増加によりファミリー層が増加し、学童に3年生から入れない状態となっております。隣の中野区南台エリアも同様の状況ですが、『ミナミライズ』という施設があり、低料金で体を動かす習い事などをうけることができ放課後を有意義に過ごしていると伺いました。是非方南町エリアにもミナミライズのような地域センターをつくっていただきです。

昨今、方南商店街がシャッターを下ろす商店も増えているので、利活用ができると思います。学路でもあり防犯カメラも多い場所で安心かと思います。

A 区では、令和7年1月末に、今後の子どもの居場所づくりの指針となる「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」を策定いたしました。

ご指摘のあった中野区施設（スポーツ・コミュニティプラザ）と類似するような体育施設や地域施設を方南地域に新たに整備することは困難な状況ですが、この基本方針では、子どもが選択可能な多様な居場所づくりを推進することを理念の一つに掲げ、小学校を活用して実施する放課後等居場所事業を令和9年度までに全小学校に拡充することとしており、方南小学校においても遅くとも令和9年度までに同事業を開始する予定です。

また、基本方針では、地域にある集会施設や図書館等の一般区民施設を活用した居場所の充実などを図ることとしています。

方南地域においては、方南会館や方南図書館で、子どもの居場所の充実に資する取組を行えないか検討を行っているところです。なお、多世代型施設として令和6年1月に開設したコミュニティふらっと方南では、手話ダンスなど、小学生などが参加可能なプログラムも提供しておりますので、是非そちらの利用もご検討ください。

担当 児童青少年課

16 荻窪駅舎の整備計画について

Q 「荻窪駅周辺地区都市再生整備計画」に関する広報をいただきました。これはこれで有難いのですが、「荻窪駅周辺」だけではなく「荻窪駅舎」の整備計画についても知りたいのです。整備主体は東京都なのかもしれませんが、杉並区で把握している範囲で広報いただけませんか。今の駅舎はバリアフリーでないだけでなく、南北を分断しているように思います。民間との調整も必要で難しいことと想像しますが、杉並区としてどのような計画、構想を有しているか教えてください。

A 荻窪駅周辺の整備については、区において、平成 16 年に荻窪駅西口連絡橋の開通、平成 23 年に荻窪駅北口広場の整備を実施し、また荻窪駅のエレベーター等の昇降設備の整備などに取り組んでまいりました。平成 29 年 4 月には、荻窪駅周辺のまちの将来像と目標、その実現に向けた取組の方向性を明らかにする「荻窪駅周辺のグランドデザイン」として、区民・事業者・行政が共有する「荻窪駅周辺まちづくり方針」（以下「まちづくり方針」と言います。）を策定しました。平成 31 年 1 月には、「まちづくり方針」の具体化に向け、荻窪駅周辺における総合的な交通のあり方と必要となるハード・ソフトの取組などについて、交通事業者等と連携して検討し、「荻窪駅周辺 都市総合交通戦略」（以下「交通戦略」と言います。）を策定しました。

荻窪駅における歩行者等の安全で円滑な移動や、地上駅である鉄道や幹線道路による地域の分断の解消について、現時点で具体的な施策・事業等はありませんが、「交通戦略」にも記載のとおり、駅と一体となった南北連絡動線の改善等については、駅前大規模商業施設の機能更新期や周辺街区での共同建替え等の機会をとらえて検討することとしています。区では、引き続き、交通事業者等と連携・協力しながら、荻窪駅周辺のまちの特長や個性を生かしつつ、その魅力を更に高め、にぎわいと住環境が調和した「住み続けたい、訪れたいまち」を目指して、まちづくりに取り組んでまいりたいと思います。

担当 市街地整備課

17 杉並区営駐輪場について

Q 杉並区営の駐輪場と世田谷区営の駐輪場を使いますが、世田谷区の方は支払いにキャッシュレスが使えますが、杉並区の方はこのご時世に現金のみです。キャッシュレスを使えばさらばより便利だと思います。

A キャッシュレス化を望むご要望は多くいただいています。令和 6 年 2 月に区が策定した「杉並区自転車活用推進計画」では、区立自転車駐車場のデジタル化（機械化）やキャッシュレス化を課題の 1 つに掲げ、それらについて検討を進めることを明記しています。そのような中で電子申請やキャッシュレス決済を始めとする DX 化への課題を踏まえた検討を行っているところです。

区としましては、キャッシュレス化の早期実現を目指し、利用者の皆さまの利便性の向上に努めてまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

担当 交通企画担当課

18 働く若年層一人暮らし世帯への家賃補助制度の提案

Q 若い(20~30代)単身世帯への家賃補助制度の導入を検討いただきたいです。今後を担う存在にあるはずの働く若年層単身者への制度は非常に少ないです。増える税金や物価高に伴う家賃高騰も苦しいのはどんな世帯でも同じです。対象となる収入のボーダーは設けつつ、それを現実的なラインで考えていただきたいのです。ぜひ杉並区が働く若年層への手厚い補償制度導入の先駆けとなる存在になってください。

A 区では、低額所得で住まいの確保にお困りの方々(住宅確保要配慮者)に対して、家賃助成制度や国の住宅セーフティネット制度などの様々な施策により支援をしていく考えです。現在、若年の単身世帯への家賃助成制度の導入の予定はありませんが、令和5年度から住宅セーフティネット制度を活用し、住宅確保要配慮者のみが入居可能なセーフティネット専用住宅の賃貸人に対し、家賃を引き下げた差額を補助することで、若年の単身世帯も含む住宅に困窮する低額所得者が低廉な家賃で入居できるよう支援しております。

区では、現在、この制度を活用できる住宅の登録促進に取り組んでいるところであり、区のHP等で入居者の募集や、制度をご案内しておりますので、ご覧いただければと思います。(URL：<https://www.city.suginami.tokyo.jp/s093/1910.html>)

担当 住宅課

19 一人暮らし高齢者の民間賃貸住宅への入居支援について

Q 高齢を理由にアパートを借りられない一人暮らしの人はこれから増えると思います。保証人制度、区営のアパート等対策をご検討頂ければと思います。

A 高齢者世帯については、入居中の事故等に対する貸主側の不安から民間賃貸住宅への入居が難しい状況にあります。今後、さらに区内の高齢者人口は増加していく傾向にあるため、区としても貸主の不安を解消するなど、高齢者世帯が民間賃貸住宅に入居しやすくしていくための取組がますます重要になってくると認識しています。

区では、区内にお住まいの高齢者等の住宅の確保に特に配慮が必要な方々が、住んでいたアパートの立ち退き等により、新たに住宅の確保が必要となった際の住まいの確保を支援するため、住宅情報の提供等を行う入居支援や、貸主の不安解消のための見守りサービス、葬儀の実施・残家財の撤去を実施しています。

また、バリアフリー設備や緊急時の通報設備が設置された高齢者世帯向けの区営住宅の提供や、高齢者世帯等の入居を拒まない賃貸住宅(セーフティネット住宅)を増やし

ていくための取組等を進めています。

さらに、高齢者世帯等の民間賃貸住宅への円滑な入居支援策の拡充に向けた検討を、住まいに関する様々なサービスを提供している団体等のご意見も伺いながら進めているところです。

担当 住宅課

20 土地境界のみなし確認制度について

Q 令和6年6月28日国土交通省では、地籍調査の際、通知に無反応な所有者がいる場合、境界のみなし確認制度を省令として施行しました。通知を複数回行って土地の所有者等から反応がない場合において、当該土地の所有者等に対し、筆界案を送付し、20日以上経過しても意見の申出がなければ、当該所有者等が筆界の確認をしたものとみなして調査を進めることができることとする、80年前に遡り戦時体制のような強権的内容です。

A 令和6年「地籍調査作業規程準則の一部を改正する省令」により、「土地境界のみなし確認制度」（無反応土地所有者への対応）（以下「本制度」といいます。）が創設されました。この制度が創設された背景としましては、地籍調査における土地境界の調査は、土地の所有者その他利害関係人又はこれらの者の代理人（以下「所有者等」といいます。）による現地での立会等により実施しておりますが、所有者等において現地調査等の実施通知を受け取っているにも関わらず、この通知に反応がなく、意思表示が確認できないことから円滑な調査の妨げとなっていることが挙げられます。

本制度は、現地調査等の実施通知を複数回送付しても反応がない場合において、当該土地の所有者等に対して筆界案の送付（図面等調査）により確認を求めるものであり、土地の所有者等が地籍調査に協力しない旨の意思表示をしている場合や、図面等調査の実施通知及び筆界案の到達が確認できない場合は適用されませんので、区が強制的に土地境界のみなしを行う制度ではありません。

杉並区では、地籍調査を実施することにより土地の境界が明確になり、道路等の公共物の適正な管理や災害時における迅速な復旧・復興に繋がると考えています。地籍調査は法令に基づいて行うものであり、本制度を適用することで、土地の所有者等の意思表示を促進し、地籍調査への協力を求めるとともに、街区境界未定の土地が減少し、土地の境界が明確になる効果を期待しています。

担当 土木管理課

21 新築における緑地計画について

Q 現在、家の建て替えを計画していますが、今後高齢になることを考え、メンテナンスフリーで生活しやすい家にしたいと思っています。ところが、杉並区の緑化計画により、樹木を植えなければいけないと知りました。しかし、今後体力的に庭木を手入れすることは厳しくなります。緑化計画が大切なことは理解していますが、様々な建築条件を総合的にみて現実的に可能な計画をたてていただきたいです。

A 杉並区では、おおむね10年後を展望したまちの姿である「みどり豊かな住まいのみやこ」を杉並区基本構想（R3.10）に掲げ、みどりを守り、創り、育てる取組を推進しています。住宅のみどりをはじめとするまちのみどりは、豪雨時の雨水を地中にしみ込ませることで雨水流出を抑制したり、緑陰や蒸散作用により酷暑を緩和するといった機能を有しており、人々の生活を過ごしやすくする一面があります。ご要望の緑化計画については、そのようなみどりを創り出す方策であり、「みどり豊かな住まいのみやこ」を実現するためには必要な方策と考えております。

「みどり豊かな住まいのみやこ」の実現のためには区民お一人お一人のご協力が必要となりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

担当 みどり公園課

22 荻窪駅南口の喫煙

Q 子供が毎朝通っています。喫煙所だけでなく、駅のホームにまでたばこの煙が来ており、子供の受動喫煙を心配しています。過去の回答は拝見しました。具体的にいつ、どのような対策を取られるのか教えていただけますか。

A ご指摘の喫煙場所は、構造等に課題があり、タバコの煙や臭い等の有効な対策として、現在のパーテーション型から、煙がほぼ漏れない「コンテナ式の喫煙場所」への改修を令和7年度に行います。

今後も、公衆喫煙場所の改善を始め、民営の屋内型喫煙場所の拡充支援を行う等、有効な受動喫煙対策を進めていきますので、ご理解の程、よろしく願いいたします。

担当 環境課

23 路上喫煙禁止の啓発について

Q 朝の駅利用者が多い時間帯に路上喫煙をされている方がいました。足元には路上禁止エリアである表示もありました。小さいお子さんもたくさんいる中とても心配になりました。より一層の啓発とパトロールの強化をお願いします。

A 区では、「杉並区生活安全及び環境美化に関する条例」により、JR 駅周辺や人通りの多い商店街など 6 地区を「路上禁煙地区」に指定して、道路上での喫煙を禁止すると共に、区内全域で公共の場所での歩きタバコ・ポイ捨てを禁止しています。

こうした喫煙マナーを遵守していただくために、啓発ステッカーや看板等に加えて、路上喫煙防止指導員（区職員）や路上喫煙防止パトロール（委託）により、原則、月曜日から土曜日にかけて、朝の時間を中心に区内全域で巡回指導を行っています。しかし、区内全域を限られた人員で対応していますので、目が行き届かない点もあり申し訳ございません。

今後、巡回指導員を増員し、強化を図ることに加え、区内イベントや各駅頭などでの喫煙マナーに関する啓発活動等、様々な対策を講じて参ります。

担当 環境課

24 小学校校庭の砂ぼこり

Q 小学校の校庭にまかれている砂ですが、この時期、乾燥と強風がかさなり、校庭周辺にかなりの量がまき散らかされ、道路そのものが白っぽい煙に包まれているかの様な状況です。自転車や車の運転をするときも砂埃で視界が遮られ、運転しにくそうなところを何度も見えています。また、この時期は窓を開けることもできず、道路の砂を掃除するのもひと苦労です。

そこをお願いなのですが、乾燥している時期は砂埃が舞わないよう、スプリンクラー等で校庭に水をまくか、校庭の砂そのものを粒子の大きいものや比重の重い砂に変えていく等の対応をお願いできないでしょうか。

A この時期は乾燥と強風が重なり、砂ぼこりが舞い上がることが多くあります。対策としては、乾燥対策が第一であり、校庭散水が重要ととらえています。

つきましては、通常期よりもスプリンクラーによる校庭散水を増やして飛散対策をしていきます。

担当 学校整備課

25 天沼小学校の校庭の砂が近隣に飛散する問題について

Q 2年前の天沼小学校の増築にともなう校庭の砂の入れ替え以降、その砂が近隣に飛散し、洗濯物に付着したり、車の上に積もる程飛んで来ます。特殊な砂なのか粘性が強く、道路に積もった砂をホースで流そうとしても流れて行きません。車についた砂もホースで流しただけでは取れない程こびり着きますし、そのまま擦るとクルマが傷つきます。具体的に何か対応いただいているのか全く見えません生活に大変支障をきたしているため、早期に改善をお願いいたします。

A 砂埃が敷地外に飛散し、ご迷惑をおかけしている状況は学校整備課でも把握しており、防砂ネットを新設し対策を講じてきたところですが、今回改めて現地の状況を確認したところ、現在も砂埃が敷地外に飛散している状況が確認されました。

これらの状況を踏まえ学校とも協議し、まず当面の対応として校庭スプリンクラーを改修して水を散布できる範囲を拡大し、天候等にもよりますが水の散布の回数を増やし、水が行き届かない場所には別途職員の手で散布する形で対応を行わせていただいているほか、砂埃の飛散防止に効果が見込める塩化カルシウムの散布を部分的に試行させていただいております。令和7年5月中には東側防砂ネットの拡張を実施させていただく予定です。

担当 学校整備課

26 向陽中学校の制服について

Q 向陽中は制服がないのですが、「正装」で登校しなければいけない日が何日かあり、それが最近では年度ごとに増えているように思います。中学生は成長期で子どもによっては身長もかなり伸びる子もいます。その都度スーツを買い直していますが、「正装」での登校日が増えるのであれば、制服があった方が経済的に楽です。制服の復活はできないのでしょうか。出来ないのであれば「正装」での登校日を無くせないでしょうか。

A 杉並区では中学校における通学時の服装について、教育委員会としての指定は行っていません。中学校における服装につきましては、校長の責任のもと学校ごとに決めています。教育委員会としては、中学校での服装は、学校生活や学習環境にふさわしいものを、生徒や保護者、教職員、学校関係者が話し合い、決めることが大切だと考えています。ご意見をいただいた向陽中学校においては、今から約30年前に、生徒、学校、保護者で話し合いを行った結果、通学時の服装が私服へと変わった経緯があります。

現在、多くの区立中学校で、きまりの見直しに向けて話し合いを行っています。向陽中学校でも生徒の意見を基に学校のきまりの見直しを随時行っています。保護者、地域の皆様からもご意見として挙げていただくことで、学校のきまりが社会や地域の実態に即したより良いものになっていくと考えています。

担当 済美教育センター

27 図書館にカフェを

Q 図書館をよく利用させていただいていますが、ペットボトルなど飲み物を忘れた場合、図書館の場所が比較的へんぴな場所にあり、飲み物の調達が難しいです。館内での飲食は、難しい課題が多そうですが、自販機設置なら対応しやすいかもしれません。書店でコーヒーを飲みながら本を探せる時代、図書館も、そんな場所になってほしいです。

A 中央図書館では、令和2年9月のリニューアルに際して、広く区民・利用者の皆様の意見・要望等を取り入れて改修計画を策定しました。意見の中では「飲食や会話のできるスペースがあるとよい」、「明るく開放的なカフェがほしい」といった声が多くあったことから、図書館を「明るく楽しく人が集う空間」として、また「個人の学びの成果を仲間や他の利用者と共に共有する場」としても利用できる滞在型施設とするため、書籍の閲覧も可能なカフェゾーンを現在の場所に設定して改修した経緯があります。

中央図書館以外の図書館では、コーヒーなどが飲めるコーナーをただちに設置することは難しい状況がありますが、今後の大規模改修等に合わせて、区民・利用者の皆様のご意見・要望等を整理する中で検討していきたいと考えます。

担当 中央図書館

28 杉並区図書館の電子化対応

Q 図書館の資料をPDF化して貸し出して欲しいです。予約制度は便利な反面、借りたいと思うような人気図書は基本予約数が多く、待ちが400弱になっているものもあり、育児本で今読みたいものなど、現実的ではありません。電子化してくれれば読みたい人が読みたいタイミングで読めますし、区としても多くの本を抱える必要がないと思います。

杉並区が電子図書館に対応する予定なのか、対応しない理由があるのであれば公表して頂きたいです。

A 図書館の資料として購入したものを PDF 化することについては、著作者などの許諾が必要となることに加え、それを図書館が電子資料として貸し出すことなどは、むやみにはできない仕組みになっています。

電子書籍の貸出サービスの導入については、今後の杉並区立図書館の取組として、資料提供のあり方を含めて検討を予定しているところです。他自治体における電子書籍の現状は、資料の数や種類が限定的なものがあるなど、希望する資料が必ずしもすぐに提供できるものではありません。また、資料によっては利用回数や利用期間の期限があり、資料の保存ができず、短期間のうちに再購入を要します。さらに、導入経費や運営経費などの一定の経費を要することなどもあり、提供までには多くの課題があるととらえています。そのため導入については、その実施方法や利用対象者等の資料の種類を含め、更に検討を深めていくことが必要と考えているところです。

担当 中央図書館